



## 下請法から取適法へ

下請代金支払遅延等防止法の法律名が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律」と変更されます。取適法(とりてきほう)と略称されるようです。2026年1月1日から施行されます。

「下請事業者」「親事業者」という言葉は、この法律からは消えます。「中小受託事業者」「委託事業者」という言葉となります。

内容としては、大きく次の3点が変わります。

### 1 取適法(下請法)の対象取引の追加

下請法は、すべての下請取引に適用されるわけではなく、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の取引に適用されるものです。今回の改正では、取適法の適用される取引に、新たに**特定運送委託が加わりました。**

① 製造委託にあたる取引は、物品の販売業者が自社の販売する物品の製造を他の事業者へ委託する取引とか、製造業社が受注した物品の製造を下請けに委託する取引といったものが典型です。

② 修理委託は、修理を業として行っている会社が、自社が受注した修理を下請けに委託する取引が典型です。

③ 情報成果物作成委託の典型は、コンピュータのプログラムを作成する事業者が、顧客から受けたプログラムの作成を下請けに委託する取引や、建築会社が顧客から委託された設計図面の作成を下請けに委託する取引などです。

④ 役務提供委託とは、サービスを業とする会社が受注した業務を下請けに委託する取引です。例えば、運送業者が委託を受けた運送業務を下請けに委託するといった取引や、ビルの管理会社が、顧客から受けた管理業務の一部の警備業務を下請けに委託するといった取引などです。

⑤ 以上は、取適法においても変わりません。取適法となって変わった点は、特定運送委託という取引が取適法の対象となったことです。これは、物品の販売業者や製造業者・修理業者などが、販売した物品や製造・修理した物品を購入者・注文者に対して配送することを委託する取引です。「特定」という文言があると、何か特殊なものかと考えやすいのですが、事業者が運送を委託する行為の多くが、この特定運送委託に該当することになるのではないかと思います。なお、運送業者が、自社で受けた運送の業務を他の事業者へ委託する取引は、この特定運送委託ではなく役務提供委託の取引になります。



### 2 企業規模の基準に従業員数基準を追加

取適法が適用されるか否かを定める企業規模の基準に、取適法では、資本金の額だけではなく企業の従業員数も基準とすることになりました。これは、大企業であるにもかかわらず、資本金を引き下げる会社があらわれたことによります。

製造委託、修理委託、特定運送委託についての企業規模の要件は次のとおりです。一部の情報成果物作成委託・役務提供委託もこの基準によります。

委託事業者と受託事業者との企業規模が、以下に定める基準に該当しないときには、製造委託等の取引であっても、取適法は適用されません。

① 委託事業者の資本金が3億円超の会社で、受託事業者の資本金が3億円以下の会社又は個人である場合

② 委託事業者の資本金が1000万円を超え、3億円以下の会社で、受託事業者の資本金が1000万円以下の会社又は個人の場合

③ 以上は下請法と同じです。取適法となって、新たに加わった基準は次のとおりです。

常時使用する従業員300人超の会社が、常時使用する従業員300人以下の会社又は個人と取引する場合。なお、この従業員数の基準は、資本金の基

準では取適法対象とならない場合に考慮される基準となります。

以上の①②の基準から、委託事業者の資本金が1000万円以下の会社である場合には、従業員の基準を充たさない限り、取適法は適用されません。同じように、資本金3億円以下の会社の場合には、受託事業者の資本金が1000万円を超えている会社と取引する場合には、取適法は適用されません。

情報成果物作成委託・役務提供委託については次のとおりです。なお、プログラムの作成の委託や運送の委託などは、上記の基準となります。

① 委託事業者の資本金が5000万円超の会社で、受託事業者の資本金が5000万円以下の会社又は個人の場合

② 委託事業者の資本金が1000万円を超え、5000万円以下の会社で、受託事業者の資本金が1000万円以下の会社又は個人の場合

③ 取適法となって、新たに加わった従業員数の基準は次のとおりです。

常時使用する従業員100人超の会社が、常時使用する従業員100人以下の会社又は個人と取引する場合

### 3 委託事業者（親事業者）の禁止事項の変更

取適法では、委託事業者（親事業者）に対して、10項目以上の禁止事項を定めています。

禁止事項に関して、今回の改正で変更されたものは、手形による支払いが禁止されたことと、代金決定について、委託事業者が協議に応じないで一方的に決定することを禁止したことです。

従来、下請法でも、代金の支払期日について、物品の給付などを受けた時点から60日以内としなければならないこととなっていました。その支払期日までに手形で支払うことを認め、令和6年11月1日前は120日のサイトの手形、同日以降は60日のサイトの手形でも良いとしておりました。しかし、取適法では、手形による支払いを禁止し、60日以内に現実にお金を中小受託事業者が取得できるようにしなければならないことになりました。手形については、すでに手形交換所は廃止されていますが、全国銀行協会によると2027年3月末で手形・小切手の利用は停止されるとのことです。現在はでんさいなどが利用されるようになってきている

と思いますが、でんさいなどを利用する場合にも、60日以内に中小受託事業者がお金を手に入れることができるようにしなければなりません。

代金の一方的な決定の禁止には、原料やエネルギーコストの高騰などで、中小受託事業者が従前の代金から増額を求めてきたときなどに、委託事業者が協議を受け入れず、適切に対応しないことや、取引環境の変化などで、委託事業者が従前の代金を引き下げようとするときに、中小受託事業者と協議せずに代金を一方的に決定することなどを禁止するものです。

下請法が禁止していた代金の減額、受領の拒否、不当な返品、買ったたき、協賛金などの不当な経済的利益の提供、公正取引委員会や中小企業庁に申告したことの報復行為などは、従来通り禁止されています。

取適法に違反した場合には、その是正のために公正取引委員会等が委託事業者に対し指導・勧告することになります。勧告事例は、公正取引委員会のホームページなどで公表されます。

また、取適法は前記したように、適用される取引の種類や企業規模の基準が定まっています。従って、取適法の対象とならない下請取引も多く存在することになります。しかし、この取適法の精神は、独占禁止法の不公正な取引方法である優越的地位の濫用と通じるものがあります。取適法が適用されない取引でも優越的な地位の濫用に該当するとして公正取引委員会から処分されることも考えられるものですので、すべての下請取引において、取適法の精神を生かした、均衡のとれた公正な取引関係を構築する必要があります。

（担当弁護士 神頭正光）

## 年末年始のご案内

今年はカレンダーの都合で12月26日（金）が仕事納めとなります。また年始は1月5日（月）からスタートとなります。今年の年末年始のお休みは9連休になる方が多いと思います。当社もカレンダー通りです。それでは皆様よいお年をお迎えください。

（担当 芝事務所：山本 修）